

豊後大野市空き家財道具等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊後大野市空き家バンク登録制度への登録促進及び移住希望者の円滑な移住を図るため、豊後大野市空き家バンク登録制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）に入居があった場合に登録物件所有者又は登録物件入居者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 空き家財道具等処分補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 登録物件の所有者で賃貸借契約又は売買契約が成立した者
- (2) 登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者で、当該契約締結の日前の市外における居住期間が継続して5年以上であるもの
- (3) 当該物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者で、当該契約締結の日前にいて市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日引き続く当該日前の市外における居住期間が継続して5年以上であるもの
- (4) 前2号に掲げる者のほか当該物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者で、豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例（平成23年豊後大野市条例第48号）及び豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例施行規則（平成23年豊後大野市規則第41号）に基づき実施される研修又は大分県の実施する就農準備研修、就農実践研修若しくはテストファーム研修を修了後2年以内の者

(交付対象物件)

第3条 この補助金は、登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した場合に限り予算の範囲内で交付する。

(交付対象経費)

第4条 この補助金の交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

(補助金の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、空き家財道具等処分補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請について第2条及び第

3条に掲げる内容等について審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金完了報告書（様式第3号）及び必要な書類等を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、完了報告書の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、空き家家財道具等処分補助金額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 交付申請者からの空き家家財道具等処分補助金交付請求書（様式第5条）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認められた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、第2条第2号又は第3号に該当する本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、10年以内に市外に転出したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。